

収獲調査業務委託
標準仕様書

中部森林管理局

令和6年4月

I 一 般 仕 様 書

第 1 一般的事項

(1) 適用範囲

本調査は契約約款、契約書、本仕様書及び図面によるほか、監督職員の指示するところにより実行するものとする。ただし、この仕様書のうち本調査に関係ない事項については適用しない。

(2) 契約約款第 11 条 3 項における、委託予定数量に 30 パーセント以上の増減とは、契約面積に対する増減とする。

(3) その他

この仕様書に示されていない事項、その他疑義を生じた場合は、すべて監督職員の指示による。

第 2 調査計画表等の作成、提出、承認

1. 調査計画表

契約約款第 2 条 1 項及び 2 項に基づき受託者（以下「乙」という。）が、提出した調査計画表の内容について、不適切と認められるものがあるときは、乙は委託者（以下「甲」という。）の指示に従い修正しなければならない。

甲は、調査計画表を承認した場合は、遅滞なく承認通知書をもって乙に通知しなければならない。

2. 現場代理人及び担当技術者届

乙は、約款第 6 条に基づき、調査着手前に現場代理人及び担当技術者届を甲に提出しなければならない。

第 3 極印の取扱い

1. 極印の取扱いについて

乙は、本調査業務実行のため極印を使用する調査の場合は、極印管理責任者及び使用者届を、調査前に甲に提出しなければならない。

2. 極印の借用について

乙は、極印の貸与を受けたときは、その都度貸与極印借用書を甲に提出しなければならない。

3. 極印の返納について

乙は、調査終了後ただちに極印を貸与極印返納届により甲に返納しなければならない。

第 4 支給材料及び貸与品

1. 支給材料等

乙は、事業実行のため支給材料及び貸与品内訳表に掲げる支給材料及び貸与品（以下「支給材料等」という。）を使用することができる。

2. 貸与品の使用期間

貸与品の使用期間は支給材料及び貸与品内訳表に明示した期間とする。

ただし、使用期間を延長する必要があるときは書面をもって甲の承認を得なければならない。

3. 支給材料等の引渡し

支給材料等の引渡しは、甲の指定する期日と場所において行うものとし、乙は監督員の立合いのもとに規格、数量を確認のうえ受領するものとする。

第5 委託代金の支払いに係るもの

1. 約款第15条3項の委託代金の確定は次のとおり行うものとする。

2. 委託代金の確定（精算）

(1) 委託代金の確定は、委託単価に確定面積を乗じて求めた額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とし、確定面積は調査報告書に基づく検査合格面積とする。

(2) 委託代金確定額は、部分払支払い累計を控除したものを精算額とする。

(3) 精算額の計算様式は、完了検査調書内訳表のとおりとする。

3. 部分払い

約款第16条に規程する部分払の委託代金相当額算定方法は次のとおり行うものとする。なお、計算様式は部分完了検査調書内訳書のとおりとする。

(1) 既済部分に対する部分払い

調査報告書提出の確定面積に基づく検査合格面積に対する部分払とし、その委託代金相当額算定は次による。

委託単価×部分払確定面積

なお、約款第16条第1項の規程による場合乙は、既済部分に相当する9/10以内の範囲において消費税及び地方消費税相当額を加算した額を請求することができる。

ただし、原則として月1回を超えることはできない。

(2) 完済部分に対する部分払

調査報告書提出における検査合格面積に対する部分払とし、委託代金相当額算定は次による。

委託単価×部分払確定面積

なお、約款第16条第2項の規程による場合は10/10を乗ずることができる。

第6 環境負荷低減への取組に係るもの

受託者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

Ⅱ 調 査 仕 様 書

1. 国有林野の管理経営に関する法律施行規則（以下、施行規則という。）第10条の3に定める記号の表示箇所は、中部森林管理局収穫調査規程の細部取扱いについて（令和3年3月29日付2中資第147号局長通達）18第48条に定めるところによる。
2. 上記で定める記号を誤って表示したときは、施行規則第10条の4及び第10条の5に定めるところによる。
3. 本委託契約に係る収穫調査事項及び調査内容は、中部森林管理局収穫調査規程及び同規程の細部取扱いについてに定めるところによる。なお、具体的な調査項目等は、調査項目及び作成書類一覧表のとおりとする。
4. 受託者は、監督員の指示に従い、目印となる地形、立木等を記載するなど伐採予定立木の位置が特定しやすい調査足取り図を作成し報告するものとする。
5. 概況調査に当たっては、監督職員と立ち会い、現地の林況等による伐採区域・更新関係等について指示を受けるものとする。
なお、区域測量、標準地調査及び立木調査材積の結果を取りまとめた都度、速やかに監督員に報告し指示を受けるものとする。
6. 契約箇所の面積が30パーセント以上増減することが見込まれる場合は、速やかに監督職員に報告し指示を受けるものとする。
7. 受託者は、委託調査の実施に当たっては、調査箇所の面積が21HA以上の場合は、別に定める技術者資格区分における主任技師以上の者を、調査箇所の面積が、21HA未満の場合は技師A以上の者を調査担当者に含めるものとする。
また、立木調査の野帳担当者は技師C以上の者とする。
8. 受託者は、調査を完了したときは、速やかに完了届に調査結果報告書を添付して提出しなければならない。

特記仕様書
(支給材料等)

1. 支給材料及び貸与品について

- ・ 調査に必要な材料については、署等において支給するので、仕様書等に基づき適正な管理に努めること。
なお、材料(貸与品)及び数量は下記、支給材料及び貸与品内訳表によるが、やむを得ない事情の場合のみ追加を認める。
- ・ 事業の完了、設計図書の変更等によって支給材料が不用となった時は、直ちに当該支給材料を発注者へ返還すること。
- ・ 支給材料の引渡しを受けたときは、支給材料受領書を提出すること。

支給材料及び貸与品内訳表

[illegible]

特記仕様書

1. 国有林野情報管理システム利用について

(利用申請書の提出)

- ・ 契約後、受託者は事前に「国有林野情報管理システム利用申請書」を発注署へ提出し、仮想デスクトップ利用登録の承認及び国有林野情報管理システム(以下刷新システムという)利用のため使用者番号の発行を受けること。なお、調査報告作成に係る作業場所及び作業に必要となる設備、備品及び消耗品等については受託者の責において用意すること。

(立木調査データ取り込み及び収穫復命書の作成等)

- ・ 立木調査データは発注者が指定するプログラムに入力し、CSVデータを刷新システムへ取り込み等行うこと。また、エクセルデータも指示がある場合は提出すること。
- ・ 刷新システムへの取り込みや収穫復命書の入力の方法は、マニュアル「早わかり収穫復命書入力～調査野帳等確定」「収穫復命書作成の手引」「国有林野情報管理システムかんたん導入マニュアル」を参考に実施すること。不明な点等ある場合は、監督職員等へ連絡し指示を受けること。
- ・ 収穫復命書情報入力の項目については、契約後に手交する「復命書情報入力一覧」のとおりとする。
- ・ 立木調査野帳の元データと刷新システム取込後の立木調査野帳との整合性をと
- ・ 作成書類については、調査項目及び作成書類一覧、特記仕様書のとおりとする。不具合等がある場合は監督職員等と打合せの上作成すること。

2. その他

- ・ この特記仕様書に定めのない事項等については、必要に応じ監督職員と協議す

特記仕様書 (アフリカ豚熱)

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大である。とから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜のやかな届出と、と殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

- ・ 山林での作業の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の県の家畜衛生担当部局に速やかに通報するとともに、監督職員へ連絡すること。
- ・ ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、収穫調査委託契約約款第11条に基づき事業を一時中止する可能性がある。